

平成29年6月14日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民部長兼福祉事務所長	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権・同和対策課長	江	口	清	一
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
産	業	橋	口		浩
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年 6月14日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第3号 平成28年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第2 報告第4号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について（報告）
- 日程第3 報告第5号 平成29年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告）
- 日程第4 議案第27号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第28号 鹿島市農村婦人の家設置条例を廃止する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第29号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第30号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第31号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第32号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第33号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 請願上程
請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願（常任委員会付託）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第3号

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第3号 平成28年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

おはようございます。報告第3号 平成28年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告をいたします。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、平成28年度予算のうち、諸般の事業により予算の一部を平成29年度に繰り越して執行するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回、繰越額が確定したことに伴い、繰り越す事業及び金額を報告するものでございます。

なお、繰越理由につきましては、12月及び3月議会で補正予算として御説明をいたしているところでございます。

表左から款、項、事業名、その次の金額は12月及び3月の議会で議決いただきました繰越額の上限額でございます。次の翌年度繰越額が平成28年度から29年度に繰り越した確定額でございます。

次の欄の既収入特定財源につきましては、平成28年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。

次の国庫支出金からその他までの4項目につきましては、平成29年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。

一番右の一般財源につきましては、事業費のうち市が一般財源として負担する金額となっております。

それでは、上から順に御説明をいたします。

ナンバー1の情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）につきましては、繰越上限額が金額欄にございますように2,358千円、その全額を29年度へ繰り越しております。

ナンバー2の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は、上限額94,227千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー3の基盤整備促進事業（ほ場整備）は、上限額303,210千円のうち301,688千円を繰り越しております。

ナンバー4の水産基盤ストックマネジメント事業は、上限額19,394千円のうち全額を、

ナンバー５の辺地道路整備事業は、上限額52,678千円のうち全額を繰り越しております。

ナンバー６の社会資本整備交付金事業は、上限額13,500千円のうち2,328千円を繰り越しております。

ナンバー７の小学校大規模改造整備事業は、上限額210,800千円のうち全額を繰り越しております。

ナンバー８の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、上限額5,924千円のうち1,775千円を繰り越しております。なお、財源内訳は表に記載のとおりでございます。

この結果、12月または3月議会で議決いただきました8事業の繰越上限額の合計702,091千円のうち685,248千円が平成29年度へ繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第2 報告第4号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．報告第4号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

おはようございます。それでは、報告第4号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

一般会計と同じように、公共下水道事業特別会計におきましても3月議会におきまして次年度へ繰り越す事業がございましたので、事由等を御説明いたしまして議会の議決をいただいたものでございます。

それでは、報告第4号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたすものでございます。

4ページをお開きください。

3月議会で繰り越しを提案しておりました公共下水道費の公共下水道建設費、小舟津・鹿島汚水循環線管渠築造工事の11,325千円でございますが、当該工事箇所の開発業者から下水

道整備の取り下げの申し出がありましたので、当該工事費を他の管渠築造工事延伸への調整を行い事業の進捗を図ったことにより繰り越しの必要がなくなり、翌年度繰越額もなくなりました。

以上、繰越明許費の報告を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第3 報告第5号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 報告第5号 平成29年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、報告第5号 平成29年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものでございます。

別冊の平成29年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

鹿島市土地開発公社につきましては、昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却し、大型の用地取得を伴うような事業が一段落しております。今年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお開きください。

平成29年度の収支予算総額は106千円といたしております。

2ページをお願いいたします。

収入支出の内訳でございますが、収入は、事業外収入といたしまして定期預金や普通預金の利息収入106千円を見込んでおります。支出につきましては、公社を維持していく必要最小限の経費を管理費として106千円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。

公社の資金計画でございます。左の受け入れ資金につきましては、事業外収入と前年度繰越金を加え、36,929千円でございます。支払資金は予算の支出と同額の106千円でございます。

4 ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。収入のうち、利息収入106千円は定期預金利息でございます。

5 ページをお願いします。

支出の内訳になります。旅費、需用費、負担金等の必要最小限の経費を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月23日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

お諮りします。議案第27号から議案第33号までの7議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号から議案第33号までの7議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第27号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 議案第27号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））であります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

○保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第27号 専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

議案書の6ページをごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

7ページは専決処分書でございます。

平成29年5月31日に平成28年度の出納を閉鎖し専決処分をいたしております。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算の総額に128,023千円を追加し、補正後の総額を4,875,172千円といたすものでございます。

補正の内容でございますが、平成28年度の国民健康保険特別会計の収支に歳入不足が発生しておりますので、平成29年度予算で繰り上げ充用を行い、赤字を補填するものでございます。

2 ページ及び3 ページをごらんください。

このページにより補正の内容を御説明いたします。

まず、3 ページの歳出でございますが、前年度繰上充用金として128,023千円を計上いたしております。

その財源といたしまして、2 ページにございます国庫補助金を歳出と同額128,023千円増額し、繰上充用金の財源といたすものでございます。

4 ページ以降はその説明書となりますので、説明は省略いたします。

議案説明資料1 ページには、平成28年度の国保会計の収支について、歳入歳出を項目ごとに記載しておりますが、25行目、平成28年度の単年度収支は79,485千円の黒字となっております。24行目には、平成28年度の収支総額が平成27年度までの収支不足額との差し引きにより128,022千円の不足となりました。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項の承認について、よろしく願いをいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第28号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第28号 鹿島市農村婦人の家設置条例を廃止する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、議案第28号 鹿島市農村婦人の家設置条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案書は8ページ、議案説明資料は2ページからとなります。

鹿島市農村婦人の家設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、条例の設置目的を達成したことに伴い、条例を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の2ページをごらんください。

提案理由は先ほど申し上げましたように、条例で定める施設の設置目的を達成したことに伴い、条例を廃止するものでございます。

2の施設概要でございますが、昭和60年度農山漁村生活改善施設整備事業を活用して建設をしており、木造平家瓦ぶき1棟の228.55平米で、事業費は37,740,550円、共同学習室、農産加工室、共同洗濯室、休憩室がございます。

次に、主な経緯を申し上げます。

平成17年10月に補助事業の目的を達成したものとして施設の無償貸し付け、または廃止等の検討を決定し、11月に議会へ説明をいたしております。12月には北鹿島振興協議会、農村婦人の家利用グループと意見交換し、翌年の3月、北鹿島振興協議会に指定管理者制度による委託管理を協議しましたが、受託できない回答であったため、6月に指定管理者制度の導入を断念いたしております。翌年7月に庁議にて平成19年4月から放課後児童対策施設として活用する旨を決定し、8月に県へ補助事業で取得した施設の処分承認申請を行っております。そして、12月の市議会定例会で補正予算を可決していただき、翌年1月、残存帳簿額の国庫補助金分1,301,982円を返還いたしております。4月からですが、北鹿島小学校の放課後児童クラブ施設として利用開始をしております。その当時としまして農産加工室をみそ加工グループ8団体30名が利用されておりましたけれども、現在は3団体10名が利用されております。ことし3月には、農村運動広場の利用者の利便性を図るための運動広場内トイレが完成いたしております。

今後の活用としましては、これまでどおり北鹿島小学校の放課後児童クラブとしての活用をするものでございます。

なお、施行期日は平成29年7月1日といたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております件について質問したいと思いますが、この農村婦人の家がつくられてから私たちも大分利用しました。本当に足元で気楽に利用できる場所だということで、これは農村婦人の方だけやなくて、いろんな人たちが利用したと思います。特に私たちは当時PTAの活動なんかをやっておりましたので、その中でみそづくりだとかなんかです、みそづくりをする中で洗濯ができるとか非常に便利な施設として喜ばれていたと思いますね。

そういうことで、徐々に利用者が少なくなったんですが、その少なくなった理由はやっぱり機器が古くなったとか使えなくなったという、そういうのもあったと思います。そういうので何とか充実してくれという要求も出しておりましたが、なかなかそこはいかなかったとありますが、それはそれとしていいですが、1つお尋ねしたいと思いますが、先ほど言いましたいろんな機器がありましたね、みそつきの機械だとかいろんな機械類があったと思いますが、そういう使っていた備品類についての処理なんかはどういう形でなされたんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

施設内の備品につきましては、炊飯施設、あるいは炊飯器、あるいはミンサーとって大豆を潰す機械とか、あるいは蒸し器、あるいは冷凍庫、そういった設備がありましたけれども、今、議員おっしゃるとおり、老朽化に伴い、現在は使用していない部分がほとんどでございます。ミンサーにつきましては、2基のうち1基が故障いたしておりましたけれども、みそづくり加工グループの方がもう一基購入されてそこに設置をされております。

機器の管理につきましては更新ということも考えられたでしょうけれども、何しろ利用者の数が減っていったものですから、再度更新して予算を措置する、そういうことが効率的ではなかったという判断でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の御説明でわかりますが、じゃ、いろんな備品類があるのはもう使えない、古くなった

というのがありますが、処分は極端な話、金にかえても知れたもんだと思いますが、そういう形で処分されたのか、それともそのまま廃棄物として処分をされていったのか、その辺どうなんですかね。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

現在申し上げております機器類につきましては、産業廃棄物としての処分ということになりますけれども、そうなってくるとまた予算が必要となってございます。それで、まだ現場のほうにそのまま置いている状態でございます。なお、安全管理につきましては十分管理をいたしております。そこの部分は使わないようにということで連絡をいたしながら、電気系統は外し、安全管理については徹底をして、まだ配置している状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

非常に人気のあった施設で利用されていたんですが、先ほども言いましたように、何でだんだん減ったかという、やっぱり機器が十分でないとか、備品だとか消耗品が十分に補われないというような、そういう中で利用しにくくなったということもあったと思うんですね。

だから私は思います。こういう皆さんの足元で自由に使えるような、極端に言えば、自分の家で作業しよっても、そのまま行って利用できるような場所というようなことで非常に使いやすかったというのがありますが、要求があればそういうのも今後もしていく必要があると思います。今3団体10名が利用されているということですが、そのほかにそういう要求というのは上がってきておりませんか、ほかのところから。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

現在、3団体4名、4名、2名の計10名の方が利用されております。この利用につきましては、みそづくりをされた方なら御存じだと思いますけれども、ほぼほぼ2日、3日あれば済むということになっておりますので、その方たちが9月ごろ御利用されている以外は、その他の要望は現在上がっておりません。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

わかりました。ただ、利用されないというのはもう使えないというような感覚を持った人

も結構いたんですよ。だから例えば、じゃ、それなら使わせてもらいたいなというふうなことになるれば利用させていただきたいということ、もう答弁は要りませんがね——いいですか。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

申しわけございません、答弁要らないということでしたけれども、一言言わせていただきます。

実は、3グループの代表の方と先月お会いしまして、農村婦人の家という名前はなくなるけれども、施設を取り壊すわけではございません、学童の放課後児童クラブとしてこのまま使っていきますので、その旨、今後も御利用いただいて結構ですということで、ただし、海道しるべのほうの加工施設もございまして、そちらのほうも御利用いただければということで申し添えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

海道しるべもあるということですが、さっきも言いましたように、本当足元ですぐに行けるといような非常に使いやすい場所であったということが魅力だったと思うんですよ、構えずにやれるというね。わかりました。その辺は今後の対応の仕方がいろいろあると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと最後にしますが、先ほど要らなくなったものを廃棄処理せんといかんからその処分費が要るといことをおっしゃいましたが、それは廃棄物として処分するといだけじゃなくて、どうい材質かわかりませんが、例えば、買つていただくといような、そういうのに該当するよなはないんですか。いろんな鉄類だとかなんとかあるのは買つてもらえるわけですが、そういうのはないんですかね。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

私どもとしましては、再利用ができないよなといことで補助事業で入れておりますから、この分を産廃といことで考へておりましたが、鉄くずでどうかといことでいいアイデアをいただきましたので、そちらのほうもぜひ検討させていただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

松尾議員に申し上げます。1議案3回までとしておりますので、よろしくお願ひします。

○14番（松尾征子君）

ということで終わりにしますが、本当にこの施設は非常に多くの人に愛された施設だと思います。こういうやっぱり皆さんが自由に使えて、そして本当によかったと言えるような、そういう施設をこれから市は取り組む必要があるんじゃないかと思います。本当にいろんな交流が進んでいった場所だと思いますので、最後にそれだけつけ加えて終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 鹿島市農村婦人の家設置条例を廃止する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第6. 議案第29号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

それでは、議案第29号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は10ページでございます。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提案するものでございます。

改正内容の説明は、議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の21ページをお願いいたします。

2、改正内容でございます。

(1) 固定資産税関係で、わがまち特例の関連でございますけれども、地方税法で規定する減額特例措置のうち、法が定める基準の範囲内において特例割合を条例で定めるものとして、通称わがまち特例がございます。

今回、わがまち特例で新設される特例対象として2件ございますけれども、1つ目に企業主導型保育事業に係る特例措置の創設は、子育て支援法に基づいて国の補助を受けた事業主の企業等が従業員の子供だけでなく地域の子供たちを受け入れるなどして保育施設を設置した場合、当該補助事業施設の固定資産に対して5年間軽減率を2分の1とするものでございます。

2つ目に、市民公開緑地に係る特例措置の創設は、緑地の設置、管理について市長が指定した緑地保全・緑地推進法人が、市長の認定を受けた計画に基づいて、個人と契約した土地や法人などが所有する土地を5年以上市民の利用に供する緑地として設置及び管理する場合に土地の固定資産税を3年間、軽減率を3分の2とするものでございます。

次に、これまで地方税法に定めがあったものをわがまち特例の対象として、特例措置の導入に定めるよう改正されたものとして、家庭的保育事業等に係る特例措置がございます。これは保育者の家などを利用する家庭的保育事業、保育を必要とする子供の家を利用する居宅訪問型保育事業及び定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産の固定資産税の軽減率を2分の1とするものでございます。

なお、条例改正に伴う固定資産税の軽減税率の割合は、全て国が示す参酌割合としております。

22ページをお願いいたします。

軽自動車関係でございます。

まず、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用要件を見直し、期間を2年間延長するものでございます。一定の燃費性能を有する軽自動車税の特例であるグリーン化特例について、軽減の適用要件である燃費の達成率の割合を見直します。例えば、この表にありますけれども、真ん中の約50%軽減では、改正前は平成32年度燃費基準プラス20%達成者が、改正後は平成32年度燃費基準プラス30%達成者となります。

なお、適用の期間を平成31年度まで2年間延長するものでございます。

平成29年度中の対象者の新車購入については、平成30年度の課税、平成30年度中の対象者の新車購入については、平成31年度課税をそれぞれ減額とする改正となっております。

また、軽自動車税の賦課徴収の特例についての規定は、グリーン化特例による減税対象者に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が自動車メーカーの不正行為に起因する場合、当該自動車メーカーに不足額を請求できることとすることと、メーカーが納付する額は不足額に10%上乗せした額とするものでございます。

22ページの下ほどの表にグリーン化特例の対象となる車及び税率の表を参考に記載してお

りますけれども、税額自体は改正による変更はございません。

23ページをお願いいたします。

(3)その他でございます。

まず、①所得税と市民税の両方で源泉徴収済みの配当所得や株式譲渡所得については課税方式として申告しないことが選べる申告不要制度と、損益通算や繰越控除が可能な申告分離課税が選択可能で、加えて、配当所得の場合は配当控除が適用される総合課税方式が選択可能となっておりますけれども、それを申告する際に所得税と住民税で異なる課税方式が選択可能であることを明確化する改正となっております。

下の表ですけれども、例として記載しておりますけれども、所得税は申告分離課税、住民税は申告不要制度を選択する場合、改正前の手続では、まず住民税を申告してから確定申告をする必要がありましたけれども、今回の改正で申告の順番に関係なくそれぞれの申告で選択した課税方式を適用できることとなっております。

次に、②法人税法の改正により法人税の確定申告の提出期限が延長されたことに伴い、法人住民税に係る関係の規定を整備するものでございます。

次に、③自然災害等により大規模な災害の被害を受けた場合、災害からの復旧・復興を後押しする観点から、再建・復興のための法律の適用を受けた地域の固定資産税の軽減特例措置を整備するものでございます。

次に、④60メートルを超える居住用超高層建築物に係る税額の案分方式について、区分所有者全員の協議による補正方式の申し出についての規定を整備するものでございます。

次に、⑤課税の特例期限の延長として、肉用牛売却による事業所得の課税特例措置及び優良住宅造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税特例措置の適用期限をそれぞれ3年間延長するものでございます。

24ページをお願いします。

次に、⑥耐震改修や熱損失防止改修、いわゆる省エネハウスへの改修の工事が行われた認定長期優良住宅について、翌年度の固定資産税の減額を受けようとする申告書の規定を整備するものでございます。

3、施行期日でございますけれども、公布の日としております。ただし、市民公開緑地の特例措置については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日としております。

なお、改正に伴う新旧対照表は、議案説明資料の4ページから20ページに記載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますけれども、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、御説明をいただきました。私が所属するのが文教のほうですから、所掌部の関係ではなかったのですが、今ちょっとお聞きしてわからないところが何点かあるなということでお聞きをしたいと思います。

まず、固定資産税の改正ですが、まず1番の企業主導型保育事業にかかわる特例措置、企業主導型保育事業というものが今、鹿島市にあるのか、それをお聞きしてよろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

企業主導型保育事業でございますけれども、これは鹿島市にはそういう保育所はございません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございます。その次にもある市民公開緑地、これも今、鹿島市にはないんですかね。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

市民公開緑地でございますけれども、これは鹿島市の場合にはございません。大都市におきまして都市計画区域内で300平米以上の土地を緑地化するというようなことで、都会のほうではそういう事例もあるかと思っておりますけれども、鹿島市の場合にはそういう緑地はございません。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

説明を聞いていて私もそう思ったんですけど、都会型なのかなという固定資産税の改正ですね。そういうふうな気がしておりました。いろいろ固定資産税であったり、軽自動車税の関係であったり、さまざまな税制の改正があるわけですけど、その中で23ページにある源泉徴収済みの配当所得や株式譲渡所得を申告する際に、所得税と住民税で異なる課税方式が選択可能であることを明確化する改正とあるんですが、私は御説明を聞く中で逆にわからない。この選択とかは一般の方がこういうのを簡単にできるのか、この改正が簡素化されているのか、そこのあたり担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

この株式の配当とか譲渡に係る所得について、従前より申告不要制度とか、申告分離課税制度とか、総合課税の制度について納税者が任意で課税方式を選択することができるとか、可能であったということは従前よりございました。この方式を明確にされたということで、今回、地方税法が改正になっておりますけれども、順番にかかわらず、どの方式でも選択していいというふうなことで、これまでは確定申告のほうが優先されたために、確定申告では住民税分離課税、住民税申告では申告不要制度で選択したいと思っけていても、確定申告が優先したために住民税申告の確定不要制度を先にする必要があったわけですが、今回からは、改正後はその順番に関係なく、どの課税制度も申告者の方が使ってよしいということで改正になったものでございます。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

この鹿島市においても株式を所有される方、それから、その譲渡をされるということはよくあることだろうとは思うんですね。企業とかがそういうふうな株式を持っていてその譲渡とかとなった場合は、企業には会計士がいたり、そういうふうなのがあるわけですが、じゃ、個人でこういうふうなものを処理をする際、税務課としてはそういうふうな確定申告時とか、その時期にこういうふうな何かしらのアドバイスといいますか、説明といいますか、そういうふうなものはされるんですか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

お答えします。

株式関係の譲渡とか配当で該当される方は、ちょっと調べてみますと120名ぐらいの方がいらっしゃいます。通常、証券会社のほうからある口座に源泉徴収されてということで、証券会社のほうからいろいろ、どういう課税方式でしたほうが減税になりますよとか、そういう指導はあるかと思っけても、申告の時点で本人さんからどの課税方式でやったほうがとか、その順番はどうしたらいいですかという質問等がございましたら、そういう指導はしていきたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

株式、株券、そういうふうな譲渡について私も物すごく詳しいわけではないですけど、株式上場をされている企業のそういうのに関しては証券会社等からそういうふうなのが送られ

てくるということはあるんですけど、しかし、こっちの民間の中でそういうふうな譲渡があった場合、株式、一部上場とかそういうふうになされていないところの譲渡に関するということというのは、そのあたりは税務課さんのほうで何かしら調べたりなんかするんですか、どういうふうにするんですか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

株式については、通常は源泉徴収済みとかですので、既に源泉徴収されるということで申告不要ということでされる方は多いかと思えますけれども、中には損益が生じたとか、繰越控除をしたいとか、そういう方もいらっしゃるかと思えますので、そういう方は申告分離課税が有利かと思えますので、そういうことの御相談とかあったら、こちらのほうが有利じゃなかですかということに対応はしたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

伊東議員に申し上げます。3回までと決まっておりますので、この程度にとどめてください。

○9番（伊東 茂君）

今の説明を聞いて、施行期日が公布の日というふうになっているわけですけど、きょうこれが可決されてから、そして、これが施行されるとして、市民の方全てがこれに関係するとは思えないですけど、都市型であったり、いろんなところの税制改正ですから、ただ、これは市民の方に市報なのか、そういうふうなので改正の内容等を告げ、そして、そういうふうな、もし何かしらお問い合わせがあったときに説明が受けられるような体制をやはりつくっておくべきだと思いますので、最後にそれだけ御答弁いただいでよろしいでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

中島税務課長。

○税務課長（中島憲次君）

今回の改正は地方税法の改正等に伴う改正でございます。直接市民の方に関係ある分と、今のところ関係ないとか、いろいろあるかと思えます。税条例につきましても、一応関係なくとも将来的にどうなるかわからないというものを今回改正しておりますので、直接市民の方への影響が大きいようなものにつきましては、市報等で何らかの形でお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第7 議案第30号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 議案第30号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

それでは、議案第30号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は21ページから、議案説明資料は25ページからでございます。

まず、議案書21ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして議案説明資料で御説明いたします。

25ページは新旧対照表でございます。説明は省略いたします。

26ページをお願いします。

まず、改正理由について御説明いたします。

平成27年度から子ども・子育て支援制度がスタートして以来、保護者から保育所等の利用

申し込みがあった場合、認定後、支給認定証を交付していたところですが、認定内容が変更となるたびに支給認定証の返還、発行などの事務手続が発生しておりました。そのような中、国において支給認定証の交付に際し、保護者が希望する場合に限る任意交付とするなど、施行規則や基準について所要の改正が行われたところです。今回の国の改正を受け、本市の基準条例についても法律で国の基準を参酌して定めることになっているため、所要の改正をいたすものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

保育所等が保護者の受給資格等を確認するにおいては、現行規定では支給認定の有無、有効期間、保育必要量等を保護者の提示する支給認定証により確認すると定められているところですが、任意交付化に伴い保護者が交付を希望されない場合においては、代替となる通知書により確認することとなるものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日でございます。

参考までに、関係する内閣府令、新旧対照表を26ページから27ページに掲載しておりますのでごらんください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 鹿島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第8. 議案第31号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

それでは、議案第31号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は23ページでございます。

本案について別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備方お願いいたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に167,917千円を追加し、補正後の予算の総額を13,046,917千円といたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから5ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

6ページをお願いします。

第2表 地方債補正でございます。

地方創生拠点整備交付金事業は、市債の発行が認められましたので、新規に4,200千円を計上するものでございます。

基盤整備促進事業（圃場整備）につきましては、事業費の確定に伴い1,300千円から17,100千円に、基盤整備促進事業、農業用排水施設につきましては2,400千円から4,100千円に、それぞれ増額補正をするものでございます。

7ページから8ページにつきましては、今回補正の事項別明細書となっております。

9ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

11款1項1目．農林水産業費分担金は、総額19,515千円の増額でございます。

10ページをお願いします。

13款2項6目．教育費国庫補助金は、5,481千円の増額でございます。

11ページをお願いします。

14款2項の県補助金は、総額94,903千円の増額でございます。

1目．総務費県補助金で、さが未来スイッチ交付金2,112千円を増額いたしております。また、4目．農林水産業費県補助金で、農業農村整備事業補助金91,070千円を、環境林整備事業補助金等に1,721千円をそれぞれ増額いたしております。

12ページをお願いします。

16款1項の寄附金は、総額883千円の増額となっております。

1目．総務費寄附金、古賀幸雄様から御寄附をいただいております。ふるさと人材育成支援寄附金を増額いたしております。

3目. 教育費寄附金では、青少年教育振興に東亜工機株式会社様から御寄附をいただきましたので、増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

17款1項1目の基金繰入金は、総額17,500千円の増額でございます。ことし3月にいただきました鹿島機械工業株式会社様、社会医療法人祐愛会様、株式会社宮園電工様からの寄附を活用するために、ふるさと人材育成支援基金から1,500千円を増額いたしております。また、財源調整分として財政調整基金から16,000千円を増額いたしております。

14ページをお願いします。

19款5項6目の雑入は、総額7,935千円の増額でございます。

コミュニティ助成事業助成金6,900千円、同じく助成金（消防分）900千円などでございます。

歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の御準備をお願いいたします。

資料は28ページでございます。

28ページから30ページにつきましては、今回補正の増減比較表となっております。

28ページは歳入の補正増減比較表、29ページが歳出の目的別増減比較表、30ページは同じく歳出の性質別補正増減比較表となっております。

31ページをお願いします。

歳入の概要となっておりますが、先ほど予算書で御説明申し上げましたので、説明は省略いたします。

33ページをお願いします。

歳出補正の概要を説明いたします。

まず、ナンバー1の企画一般経費は、150千円の増でございます。古賀幸雄様からの御寄附を光武文庫の財源として活用するものでございます。

ナンバー2の佐賀県市町等職員実務研修経費は、地方創生人材支援制度により国家公務員1名を受け入れるための経費811千円でございます。

ナンバー3の地域振興一般事業は、コミュニティ助成事業交付金及びさが未来スイッチ交付金の決定がございましたので、浜町振興会の備品整備、本城区のコミュニティセンターの修繕、納富分区自主防災会の防災備品の整備及びさが未来スイッチ交付金該当事業分として11,266千円を計上いたしております。

ナンバー4及び5は、基盤整備促進事業採択に伴う事業費の増でございます。圃場整備分が117,307千円、農業用排水施設分が13,126千円、それぞれ増額するものでございます。

ナンバー6の基盤整備促進事業（暗渠排水）は、998千円を新規に計上いたしております。暗渠排水事業の補助率見直しに伴いまして受益者負担の軽減を図るため、経過措置として本

市が応分の負担を行うものでございます。

ナンバー7の環境林整備事業は、重要森林公有化等支援事業補助金の増に伴う事業費の増でございまして、698千円を増額計上いたしております。

ナンバー8の公共下水道事業特別会計繰出金は、公共下水道事業特別会計6月補正に伴う繰出金の増に伴いまして3,961千円を増額計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

ナンバー9の非常備消防事業は、消防団員が活動するときの迅速かつ正確な情報伝達を行うため、各車庫にトランシーバーを2台ずつ整備いたすものでございまして、1,000千円を計上いたしております。

ナンバー10の一般経常事業は、青少年教育活動事業交付金として2,000千円を田澤記念館に交付するものでございます。

ナンバー11の芸術文化振興事業は、明治維新150年記念事業を実施するための経費といたしまして1,500千円を新規に計上いたしております。

ナンバー12の同和教育集会所運営事業は、同和教育集会所の敷地のり面のコンクリートブロックが一部陥没しておりまして、その補修工事を行うものでございます。3,482千円を計上いたしております。

ナンバー13の肥前浜宿移住体験施設整備事業は、移住体験のための施設整備など、12,382千円を新規に計上いたしております。

ナンバー14の予備費は、860千円を減額し財源調整を行っているところでございます。

今回の補正予算の内容は以上でございます。

なお、35ページには市債現在高の見込みを、36ページには積立基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略をいたします。

以上で説明は終わりますが、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

1点だけ御質問をいたします。

ラムサール条約、もう推進が3年目に入るかと思い、そろそろいろんな山の方面とかそちらの方面にも目を向けた事業も展開されるのかなと思っておりましたけれども、ここに緑の景観づくり事業補助金1,023千円が上がっておりますが、どういった事業をなされるのかということをお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、緑の景観づくり事業についてお答えを申し上げます。

目的は樹木の緑が私たちの生活に潤いや安らぎを与え、美しい緑の景観を形成しているが、県民の生活環境の変化などから緑化に対するニーズは多様化しております。このため、県民ニーズに対応しまして地域の景観に配慮した新たな緑づくりを推進する事業でございます。事業年度は29年度から33年度、その中で、公共的施設などの緑地につきましては、市町等の管理者により維持管理が行われておりますが、一部の緑地では十分な維持管理が行われず支障を来して景観が損なわれている状況となっているところもでございます。このため、樹木の剪定や病虫害防除、施肥などの維持管理を支援することで健全な緑づくりを推進し、緑の保全を図る事業でございます。

なお、これにつきましては、鹿島市のほうでは鹿島小学校ほか8カ所、西部中学校ほか1カ所、旭ヶ岡城内公園で事業を実施するということになっておりまして、実際の事業は生涯学習課、都市建設課の財源の充当を農林水産課は行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

わかりました。市内のまちづくりの一環として緑が多いまちづくりというのも非常に結構だというふうに思いますが、そういったことも行われるとともに、先ほどもちょっと申しましたけれども、山、森全体といいますか、そういったところの緑をどういうふうに考えるかというふうな方向にも進んでいけばいいなというふうに思っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

1点だけ、肥前浜宿の移住体験施設整備事業について、もう少し詳しく、まず最初お聞きしたいと思いますが、説明をお願いできますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の移住体験施設整備事業、これにつきましては、先月ですけれども、鹿島市が地方創生拠点整備の交付金として国から採択を受けた事業でございます。鹿島市に興味を持ち移住してみたいと思っておられる市外の方を対象に一定期間お試し移住体験として住んでいただく、いわゆるトライアル居住の場所として施設整備事業を行います。場所といたしまして

は、浜・庄金地区の重要伝統的建造物群保存地区で現在空き家となっているカヤぶきの町家を市でお借りして、工事のほうとしては水回りとか、あるいは空調設備など、日常生活が可能な環境にするための整備を行わせていただきます。

この体験型移住の取り組みを軌道に乗せることで、市外から鹿島市内に来ていただくための受け皿としても、今後、移住や定住の促進、そして、空き家の解消、場所が肥前浜宿でございますので、肥前浜宿のアピール、そして、ここが最初の場所として地域の活性化とか、あるいはにぎわいの創出につなげていきたいということで、いろいろな意味を包含して今回の事業に取り組ませていただく次第でございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

1カ月の体験ということで、これはそしたら無料でお貸しするのか有料でお貸しするのか。それとあと、10年間体験受け入れをされるということなんですけれども、その後、この建物はどういうふうな扱いになるのかお聞きしたいと思うんですけど、いかがでしょう。この建物の10年後の扱いです。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えをいたします。御質問は2点だったと思います。

まず1点目の無料か有料かという点でございますが、これは体験をしていただく方に家賃として借用料ですね、体験料として家賃をおいただきますということと有料ということと考えております。

そして、10年計画というのはあくまでも国の補助事業をいただきますので、10年間はしっかりその目的を果たすということで、これは10年を、ちょっと長いんですけども、体験施設として活用し、その後の扱いということでございますが、これは協議にもよりまずけれども、基本的に本人さん、所有者の方にお返しするというところで現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

体験料を頂戴するというところで、普通の市営住宅あたりぐらいの金額と考えてよろしいんでしょうかね、その辺は。

それで、これは10年間お借りするというところなんですけれども、借家料、ここにはちょっ

と載っていないので、これはどういうふうな感じでなるんでしょうかね。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

借家料ということでございますので、これはあくまでも賃貸借の契約を所有者の方と市と結ばせていただきますので、この家賃をもととして借家料に充当させていただく内容でございまして、こちら辺はまた詳細は今運営するための要綱を検討しておりますので、その中で具体的に取り決めをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

体験されて鹿島市に住んでいただける、そういうことが多くあればいいと思います。ぜひともこういうことを利用されて、もし決まられた場合には何か特別粋みたいな感じで、リフォームの助成も増額するのかなんとか、その辺をぜひとも検討していただいて、なるべく多くの方が定住していただくように施策を進めていただければと思います。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

私も勝屋議員と同じところで質問します。

浜宿の移住体験ということで、本当に移住するに当たって大切なこと、基準の一つとして、この移住者に対して、体験する人に対して、地域がどういうふうにかかわりを持っていくのかというのが私は気になる場所だと思います。それによって鹿島市の人のよさとか、それで鹿島市に対する印象も変わってくると思いますけど、その辺については地域の方がこの体験する人にどういうふうな形でかかわってくるのかということと、移住者というのを大体どういう人たちということで想定されているんでしょうか、質問します。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

2点御質問がありましたので、まず1点目の地域とのかかわり方がどうなるかという部分につきましてですけれども、この場所が御存じのとおり、肥前浜宿という地域づくりについ

て非常に前向きで先進地的な取り組みをなさっております。こういう中で、まずは地域に入られたら地元のNPOとか、あるいは今後、地域の浮揚のためにまちづくりの会社とか今検討されておりますので、そういう方たちと、あとは地区、ここで言えば庄金地区の皆さんとのかかわりとかを来年度に向けて、今後調整を行って協議も当然していきたいと思っております。

2点目の対象者ということですがけれども、先ほど申しましたとおり基本的に市外の方ということで、まず基本的に押さえておきたいのは、単なる観光目的で来て施設を利用というのはまず市としては避けたいということで、あくまでも移住、その先は定住ということを目的にこの場所を利用して、鹿島を好きになっていただいで楽しんでいただくという体験の施設でもございます。つまり、トライアル居住の場所として使っていききたいと思っております。

この場所に来られる方は基本单身でも御家族等の方でも1組しかスペース的にはないですけれども、そういう方たちを対象に鹿島を好きになっていただいで鹿島の中で仕事を探したり、あるいは起業したりという、さまざまな御利用の場所として使っていただきたいというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

○6番（中村一堯君）

浜宿ではちょうど酒蔵通りが最近、ここ何年かは若い人が結構移住されてこられてきて、魅力的な場所なんだなというふうに思います。

この移住の体験施設ということですが、若い人が住んで、本当に仕事在那里でできればいいですけど、土日が浜宿は多いので、平日、お客さんをどういうふうに持ってくるかというのも一つの課題となってくるので、課を超えたそういった連携とかも模索してあげないと、せっかく来た移住者とかも生活が成り立たんとか、若い人たちはですね、そういうところもありますので、協力をしていってほしいと思います。

また、例えば、单身とか高齢者が来る場合とかは、その町並みとか、本当、人、どういう人が住んでいるとか、歴史とか、そういうことが重要になってくると思いますので、その辺も十分考えられて進めるようにしてください。また、何年か前に移住してきた若い人たちもいるので、その人たちが何で移住してきたのかとか、実際その人たちに聞いて移住のしやすさとか、実際のそういう人たちの声を聞きながら進めていってほしいなというふうに思います。

それで、さっき勝屋議員もおっしゃっていましたが、本当に移住することになったら市役所で総力を挙げて協力もしていってほしいんですけど、特別な枠組みの助成金とかリフォームの最近そういう予算とかも多く出ていますから、そこら辺も十分配慮をしてあげて、

鹿島市に多くの人が住んでいただけるような取り組みをしてください。

あとはまた別のときに質問します。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

2点ほど質問をさせていただきます。

本日、説明をいただきました議案説明資料の34ページです。

ナンバーが11で、芸術文化振興事業ということで補正額1,500千円が計上されておりますけれども、概要に調査、研究とありますが、これについてはどのようなところに委託をされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

お答えをいたします。

この明治150周年の関連事業につきましては、内容につきましては、鹿島の先人、今まで表に出てこなかった勤王の志士と言われる方を今回調査、それから報告書ということで紹介するようなパンフレットをまとめ上げるというふうな事業でございまして、これにつきましては一般財団法人鹿島市民生涯学習文化振興財団のほうに委託をしたいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それでは、説明ありましたけれども、明治維新150年記念事業という形で、報告書及びパンフレットの作成を委託されていると思いますが、これができ上がった時点でどのように活用をされているのか、どのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（山崎公和君）

この報告書、パンフレットの活用ということでございますが、明治維新、幕末明治150年ということで、ことし平成29年が150年目です、平成30年が150周年ということで、この2カ年を大体そういったところのその催しの時期ということで考えております。今年度、その調査報告書、それからパンフレット等を作成しながら、今年度から来年度に向けてそういったものの市民への紹介の機会、例えば、そういったものを使ったミニシンポジウムだったりとか出前講座、こういったことをしながら市民の方への紹介等しながら、これを機会に郷土の先人とか歴史というものに触れていただくことで、ふるさとに対する愛着、それから興味と

いうものを持っていただきながら、ひいては地域に対するそういったものの定着だったりとか、人のつながりの再認識、強化というものにもつなげていければいいと考えております。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

この明治維新150年の記念事業については佐賀県も取り組んでいかれるということでお伺いしておりますけれども、鹿島市、また県内を含めてどのような連携等があると今なっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

佐賀県の事業、肥前さが幕末維新博推進協議会というのを設立されて事業を展開されることになっております。ここに鹿島市もメンバーの一人として、各市町がメンバーの一人として入っております。その会議のほうには担当としては私が窓口になって出席をいたしております。基本的には、肥前さが幕末維新博覧会というのを佐賀のほうで、メイン会場は市村記念体育館ですか、ここを中心に2018年3月17日から2019年1月14日の期間、博覧会を開催されることとなっております。

その内容は、先ほど山崎課長が申しあげましたように、これは佐賀ですので、佐賀の偉業を検証するとか先人の活躍を検証して未来につなげる、志を次世代に継承するというような事業をメインに展開されるとなっております。その推進協議会の事業と、その他にプロジェクトであるのも県のほうで考えておられまして、市が特に連携をしますのは市町、民間の連携事業ということで、それぞれの市町において事業の展開を、全県的な機運醸成と県内の各地の取り組みを推進したいということで、財政的支援制度も含めて県のほうで支援策を考えていただいております。その中では、2年間で各市町で10,000千円の交付金を創設されて、それぞれの市町での偉人の顕彰でありますとか偉業の研究、先ほど、今回の6月補正でも出ている八澤棣ノ進もちろん該当することになるかと思いますが、そういったものを踏まえて、その志を次世代に継承する事業を展開してくださいということで、そういった連携を図ることで県内の全県的な機運醸成を図りたいということでの考えであります。

鹿島市においてもそういった事業を今年度とさらに来年度をめぐりに、幸い支援策をいただけますので、八澤棣ノ進の今回の事業であっても、もう少し大きく膨らますことができますので、そういった事業を展開していきたいというふうに考えております。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっと今の話を補足しておきます。

全体の県と市と連携をとる事業は今説明あったとおりなんです。ただ、私どものほうが一種先行するみたいで、1,500千円の予算を組んでいますのは、できればさっき言いました10,000千円の中でやれるかもしれないし、別枠になるかもしれませんが、私どもが明治維新を外の人と議論をするときに必ず出てきますのが、薩長土肥と言うけれども、佐賀県は何も苦しい思いしていないじゃないかと。例えば、新選組に切られた人は誰もいないとかね、最後のいいところになってから出てきたと、いろんな非難を逆に受けることがあるんですよ。その反論というものがなかなか見つからなかったんですけども、幸い京都に靈山神社という神社がございまして、そこに本当の意味で勤王の志士と言われる人が1,300名ほど祭られているんですけども、その中で佐賀県出身者という意味ではないんですが、鹿島出身者が一人だけ入っているんですよ。この方が狭い意味での勤王の志士というふうに捉えていいと思います。もともとのお名前が八澤棟ノ進、脱藩してからの変名が納富郁太郎という名前になっておりますけれども、この方をぜひ我々は光を当てて、当時、頑張った表面に、あるいは歴史にも名を残さなかったけれども、ちゃんと頑張った人が私たちのまちから出ているんだよということをこの際取り上げてあげたいなと、そういう思いがこの予算になっております。

ただ、資料が乏しいのと時間的に150年たっていますから、なかなか難しいのも事実です。したがって、それに一番詳しいグループに今委託をしておりますので、でき上がったものがパンフレットになるのか、大論文になるのか、ちょっと検討がつかないんですよ。したがって、パンフレットで紹介するのか、あるいは一定の学術論文みたいなものに仕上げられて歴史の一ページの中に格好よく登場するのか、ちょっと見てみないとわかりません。

もう一言御紹介しておきますと、この人は今の私たちのまちの辻と言われるところの出身でございます。若くして命を落とされたということでございますので、ぜひそれがうまく仕立て上げられてというか、フィクションが入るわけじゃないですよ、ちゃんと整理をして世の中に発表できるような形になるということを望んでいますし、そのために関係者は一生懸命努力をしているということを申し上げておきます。これがちゃんとできれば、今まで佐賀の人間はいいとこどりをしたと言われることに一石を投じることができるんじゃないかと、そう思っています。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

明治維新から150年という節目の時期ですので、県との連携、鹿島市でできることをやっていただきたいと思います。

もう一点ですけれども、次の35ページ、36ページ、これはちょっと財政課のほうにお聞きをしたいと思うんですが、今回の補正を含めて、市債の残高が今回、約21,700千円の地方債が計上されたと思っておりますが、その中で6,228,000千円プラス交付税措置がされる臨時財政対策債、これが4,790,000千円ですかね、合わせて約111億円の市債残高ということになると思います。

次のページが基金の状況です。これについても補正等がありまして、平成29年度6月補正後の基金の残高が約2,390,000千円ということになっております。この状況を平成29年度の6月議会ということで最初の議会でありますので、財政課として、この市債の残高、積立基金の状況をどのように認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えを申し上げます。

本年度の市債残高の状況、そして基金の状況等を見て、その考え方を問うということでございます。

財政運営に当たりましては、自治法に定められておりますように最少の経費で最大の効果を上げるということと、もう一つは、計画的、効率、効果的な行政運営、もしくは財政運営が必要であろうというふうに考えております。

市債、そして基金ですね、やはり後年度、利益等発生、もしくは住民の皆さんがよりよい生活をしていくためには、もちろん単年度だけの、例えば一般財源の持ち出し等では難しい部分があるかと思えます。そういうところで、公共施設、もしくは道路、河川、橋梁等を市債、いわば借金をさせていただいて10年ないし20年計画的に償還をしていこうということで、市債を計画的に中期財政計画等をもとに借り入れをさせていただいているところでございます。

議員おっしゃいますように、臨時財政対策債を含めまして後年度、普通交付税で100%算入措置をされるということでございます。この臨時財政対策債を含めまして110億円でございます。逆に言えば、それを除けば約62億円、さらに後年度交付税で措置をされるものが50.4%でございますので、実質的な借金というのは31億円ということでございます。こういうことで、計画的に市債を借りながら、よりよい六次総合計画の本格化、加速化、もしくは住民満足度の向上につながるような財政運営に当たっていききたいというふうに考えております。

一方で基金でございますが、36ページにございますように、全部で14の基金がございます。そのうち、財政調整基金と公共施設建設基金には地方財政法で定められた基金、もしくはそれ以外の条例で定めるところにより目的基金をつくっております。これらを有効に活用しながら、特に財政調整基金については、現在、本年度末で11億円でございますが、このあたり

を有効に活用しながら有利な起債とか、あと交付税措置があるもの等を十分見きわめをしながら、市債、そして基金をうまくバランスをとって財政運営に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

○5番（松田義太君）

それは認識として、先ほどありましたけれども、計画的に、もう一つはバランスをとってということで答弁ありました。現時点において鹿島市の市債、基金の状況を見て、厳しいと認識をされておられるのか、今後の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

お答えをいたします。

現在のこの状況を見てどのように考えるかという御質問でございます。

一言で申し上げますと、楽観視できるところではございません。ただ、楽観視できない状況ではございますが、全く難しい状況でも当然ながらございません。先ほど申し上げましたように、このバランスをいかにとりながら、行財政改革プランにもございますように、これをどのように乗り切っていくかというところがあるかと思います。

市債現在高でいいますと、本市は少ないほうから2番目ということで、いわば借金が少ない。市債、借金が少ない状況でございます。そのような状況ではございますが、先ほども申し上げました六次総合計画を着実に推進していくためにも、今後いろんな情報収集、もしくは財源の確保等を行っていきたいというふうに考えています。楽な状況ではございませんが、いろんな知恵を出しながら財源確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑をされる方は挙手をお願いします。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案第31号の質疑を続けます。質疑はありますか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

1点だけ質問させていただきます。

先ほど松田議員の質問がございましたけれども、議案説明資料の11番の明治維新150年記念事業について質問いたします。

先ほど市長からもありましたけど、八澤棟之進、ちょっと私もどう読んでいいかわからなかったんですけど、この方のことと、それからもう一つが、いわゆる鹿島藩と明治維新のかかわりという部分があるわけですけども、その部分について、今の段階でどういうことを考えていらっしゃるのかについて質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっと補足しましたので、私のほうからわかっていることをお話ししますと、この方は旧鹿島藩士ですね。それから、出身地といたしますか、おたくがあったのが今の辻のところだということです。

それからもう一つは、最終的に会津戦争とか、そっちのほうには参加をして——したかったんでしょ、多分。できなかったようですね。病気で命を落とされております。したがって、さっき言いましたように、京都に祭られている人はほとんど新選組に切られた方が多いんですが、特にこの方はそうじゃなくて入っておられるということで、大変重要な役割を果たされたというふうに思っているんじゃないかと判断をしております。

しかも、その塔の位置が比較的中心部なんです。例えば、桂小五郎とか、そういう有名な人の近辺にございまして、端じゃないということからも、その位置づけを推測することができます。

ただ、遺品が余りございませんので、逆に表立った動きをしなかったということで遺品がないと見ざるを得ないんですね。だから、どれだけ我々がこれだけの限られた時間で掘り出すことができるか、それをまたきちっと組み立てられるかということではないかと思えます。

逆に言うと、150年という期限は切られていますけれども、決してこの人が150年で終わっちゃうわけじゃないものですから、研究は続けていかなければいけないんですが、そのときに佐賀県全体の中でいろんな方が多分クローズアップされるんじゃないかと思えますが、この方はかなりユニークな形で表面化するんじゃないかと思っております。

というのは、ほかの市町、あるいは県の登場人物を見ていますと、いわゆる佐賀県の七賢人とか、そういう方に焦点が当てられていますので、これは言い方は悪いんですけども、あっちこっちからひねくり回しているような形の材料が作り上げられていますよね。そうじゃなくて、私たちの発想は、決して恵まれない形でといいますか、余り注目されない形で頑張った人ということをおこの際、表に出してあげたいなど。しかも、鹿島の人だということ

だけははっきりわかっていますし、その靈山神社の位置を見ても評価の高かった人だということとは言えると思いますので……。

ついでといたしますか、言っておきますと、靖国神社はその後できた神社でございまして、靈山神社は明治天皇からぜひ勤王の志士のそういう眠る場所をつくってくれという要請があって、指定されて名前が上がった方ですから、かなり位置づけとしても、神社としてのランクがどうだこうだじゃなくて、歴史の上での評価は高い人がかなり多く眠っております。

例えば、一例を挙げますと、よく言われる吉田松陰という人は、実は靖国神社には祭られておりません。これは御承知だと思います。しかし、靈山神社には当然のこととして、しっかりと祭られているということで、その位置づけも少し違うということがおわかりだと思います。

ほかにもございしますが、これは講演会じゃございませぬので、この辺で切らせていただいて、あとはどんなものが出てくるか、余り期待しないで待っておいていただければと思いますけど。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

何となくわかったような気がいたしました。

実は、鹿島藩がどういう動きをしていたかということを私、高校時代に少し研究したことがございまして、長崎警備を鹿島藩もやっておりました。その関係で、かなり貿易——密貿易になるのかわかりませんが、いろんなものが西洋から入ってきていたということがあります。意外と鹿島藩って、そういうところはクローズアップされていないんですね。だけど、かなり新しい文明が入ってきた可能性がありますから、できたらそこら辺も研究をしていただきたいというのがありますことと、それから、鍋島直彬公が初代の沖縄県令になられたと、いわゆる明治政府の一員だったということもありますから、ぜひそういうことも取り上げていただけないかなと思いますけれども、そこら辺はいかがでございましょうか。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指摘のとおり、鍋島直彬さん、「ちよくひんさん」とよく言いますけどね、明治維新で大変重要な役割を果たされたという評価はかなり定着をしていると思います。

ただ、八澤さん、読み方がいろいろあるんですが、一番通説は「ていのしん」と読むことが一番多いんですけれども、さっき言いましたように、脱藩後の名前が納富郁太郎ということなんですけれども、この方と直彬さんの関係を探りたいというのが一つなんですよ。

というのは、京都まで鹿島藩の兵は進軍をしていきまして、これから北陸へ向かうという

ときに帰還命令が出るんですね。その人たちにとってみれば、非常に残念ではなかったかと思えます。おっしゃったように長崎へ転進をするわけなんです、そのときになぜそうなったのか、関係者の名前もわかれば、あるいはそのときに恐らく八澤さんは、俺は納得できないということで脱藩をされたんであろうと推測をされております。

したがって、そのときに殿様である直彬さんの意向に逆らって脱藩をして、以後、勤王の多くの志士と一緒に活動されたのか、それともひそかにおまえだけはこっそり脱藩して頑張れという話だったのか、このいずれかだと思っております。そこを今度、我々も糸口を見つけられれば、またかなり鹿島藩と明治維新の位置づけは歴史的に変わってくるんじゃないかと、そこも探りたいテーマではあるんです。

以後、そういう立場に立ったものですから、直彬さんはその後、おくれましたけれども、沖縄や廃藩置県という事態に立ち至ったときに初代の県令として行かれたと。大変御苦勞はあったと思えますけれども、その後の関係とか——ただ、今回ののは、どちらかという廃藩置県以後のことよりも、まさに先ほど言いましたように鹿島藩が明治維新の中で本当のところどういう役割を果たしたのかですよね。それもわかればなと思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

もう3回目ですから、これで最後にしますけれども、実は直彬公と佐賀の本藩との関係といますか、本藩は余り維新に乗り気じゃなかったと。それを直彬公が説得して、とにかく攻め込んでいったということは私も聞いたことがありますけれども、官軍の総大将になれという話が来たときに、本藩からおまえにそういうことはさせんということで引き揚げさせられたという話は聞いたことがございます。

それからもう一つ、薩長土肥といますけれども、実は薩摩あたりと肥は入れないということがあるみたいですね。というのは、肥前の国というのは、明治維新に余り貢献していないという評価をされていると。これを覆すためにも、明治維新150年事業というのは多分あるのではないかなという気がしますので、鹿島も十分それに貢献したんだよというのをぜひしていただきたいなということと、これは最後の質問ですが、この企画を市役所だけでやられるのか。民間の歴史を研究している方たちもいらっしゃいますから、そういう方たちも一緒になってこれをつくり上げていくのかということについて質問します。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

いろんな研究の仕方があると思うんですよ。衆知を集めてという言葉がございませぬ。関

係者をいっぱい集めて、何か議論をしながら練り上げていく。ラウンドテーブルと言っているんですかね、そういうのもあると思いますが、今回は非常にフィールドが限られておまして、ある意味でピンポイントで狙い撃ちなんですよ。つまり、人物は特定、タイミングも大体わかっていると。活躍した場所もわかっている。ただ、どうやったかだけわからないということなので、一番詳しい、恐らく日本で一番研究熱心であろうと思われるグループがありますので、これまでも彼らはしっかりとそういう研究をいたしておりますので、そこをお願いをするということによってしております。

ただ、丸投げでやったわけではなくて、きょうも何度かお答えをしましたが、どこに狙いがあるかということをしつかりと言っておりますので、また、場合によっては、でき上がった草稿は私自身もちゃんと見せてもらうというつもりでおりますし、さて、それこそどういうのが出てくるか、ある意味では非常に楽しみにしておりますね。しかし、心配もしているんですよ。小説にならないように、つまり、歴史と小説の重なり合いのところですよ。そこのところが非常に難しいなと思っておりますので、それこそさっきも言いましたけど、期待をしながら、余り期待しないで待っておいていただきたいと思っております。

考えているフィールドは多分同じだと思います。特に申し上げられるのは、佐賀藩と鹿島藩が非常に微妙な関係にございまして、どうも朝廷側といいますか、新政府になる前のグループから鹿島は高く評価されていたと。それに、この放送は世界に放送されているので余り言いにくいんですけども、佐賀がかなりジェラシーを感じて、鹿島をちょっとおろそうという話になったという説もありますから、そこも我々は頭に置いておかなければならないと思っております。

ただ、いろんな意味で、舞台回しにはかなり鹿島はかかわっていたということは事実ではないかと思っております。それが主役だったのか、脇役だったのか、あるいは黒子だったのか、いろんなことを考えられますけれども、しっかり頭に置いて物づくり上げていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

私も2点質問させていただきます。

先ほどから出ておりました34ページの文化財保護対策費、浜宿の移住体験施設整備事業ですけれども、答弁も聞いたりしました。企画して、提案して、国、県からも補正を出していただくと。その点については非常に素晴らしいことだと思っておりますし、酒蔵ツーリズムでもそうですし、肥前浜宿重伝建地区のPRもしていただいて、全国の方が知っていただいていると思っておりますので、事業自体は非常にいいことだと思っておりますけれども、私は文教の委員ですので、細かいことを何点か質問させていただきます。

先ほどから答弁があっただけのように、筒井家の住宅を借りて、整備して行うということでもありますけれども、このスタートをするに当たって、どうして家賃とか体験使用料が決まっていなかったのかなというのが疑問点でありましたので、その点の説明を少しお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この家賃につきましては、先般の記者会見の中でも公表いたしましたけれども、大体四、五万円程度を想定して、この中には、なるべくお借りされる方に負担をかけないように、光熱水費、ここら辺も含んで、この期間中は——大体期間でいえば2週間ぐらいから1カ月以内ぐらいを想定しておりますけれども、これで家賃として計上させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

大体四、五万円と、体験される方の家賃がですね。そしたら、細かく決まっているということですか。1週間だとか、例えば1泊2日だとか、2泊だとか、1カ月以内を細かく決めていられるのか、決まっているのか教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

この期間につきましては、私どものまちでも体験施設の整備というのはある意味初めての件でございますので、まず、近隣のまちの状況として、特に県内あたりでどういうところがあるかということで、幾つかあったんですけども、その中で、やはり期間あたりは大体2週間から1カ月以内というところがほとんどです。全国的にもそうなんですけれども、大体ここら辺を基準として、あとは要綱の中で整備を行って、14日以上30日か31日以内ぐらいで条件整備をしているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

工事期間も9月から3月の予定ですので、もう少し時間があると思いますので、その整備はしていただきたいと思います。

あと借用料なんですけれども、それは地主さんとはもう決まっているんでしょうか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

借用料につきましては、持ち主の方と協議を行う中で、まずお借りできるかどうかというところで協議を行って、いいですよということでお話ししていますので、これは家賃あたりを基準にしながら、どれくらいの借用料、賃貸料が必要かというのは、なるべく所有者の方と協議を重ねながら調整をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

先ほど答弁の中で借りられるかどうか協議をしていくということでありましたけれども、まだ具体的にそこまで決まっていないということなんでしょうか。借りられるんですよね。——わかりました。

そしたら、工事期間が9月からですので、その前には借用料も決まるとは思いますけれども、その点が決まったら、また報告等はあると思いますので、よろしくをお願いします。

まあまあ有名な地域になってきたというのは実感しますが、実際住む方が、体験される方がいらっしゃるのかなという思いもしたりするところでありますけれども、実際、今までもいろんな大学の方とかなんとかの講演とか、浜伝建地区であつたりしておりましたけれども、そういった要望といいますか、そういった声があつたのかどうか、それとも全く市の企画であるのか、その辺も少し教えてください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

これは地元の要望か、市独自の考えかということでございますけれども、特に肥前浜宿の活性化を図っていく上で空き家の活用あたりが非常に長年の課題でございました。こういうところでその施設整備をして、よそから来られる方にお泊まりいただくとか、御利用いただくとか、そういうのは地元と言わず、市と言わず、両者の話し合いの中で長年にわたって議

論が課題として出てきたところです。

今回要望があったというのもありますけれども、市としても何とかしたいという意見が合致して、国にも御協力を得ながら事業が実現できましたので、これは両者から当然要望、課題を解決するための施策として事業に取り組みさせていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

わかりました。ありがとうございます。

ぜひいろんな方が体験していただき、そしてまた、学校が長期のお休みのときには子供がいる家族にも来ていただきたいなという思いがありますので、しっかりと整備をしていただきたいと思います。

次です。同じ34ページの9番、非常備消防事業、今回、トランシーバーを各2台ずつ整備するということがありますけれども、中身をまず、各車庫、積載車とかには今、無線機がついていたりしますけれども、そういった関係も含めて少し中身を教えてください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回、消防団員のトランシーバーの整備をするに当たりましては、これはコミュニティ助成事業の補助金ということで、1,000千円のうち900千円を助成していただくことになっております。

それで、平成27年と28年に防災情報伝達システムで同報系と移動系の整備をいたしました。それは積載車に搭載する無線機でございます。これは、本部と積載車、積載車同士の情報伝達でありました。

今回整備するのは、それぞれの各積載車に2台ずつつけて、消防団員が火災とか災害現場で活躍するときに、例えば、イメージしていただくとわかりやすいのが、火災時にポンプを稼働させた場合、筒先とポンプとの連携をする場合、ポンプの圧力を上げてくれとか、下げろとか、そういった指示を出すときに、積載車から離れて団員が活動するとき、その情報伝達をするというようなことで、各車庫、積載車が31台ありますので、そこ各分団の本部と市役所と、そういったところに配備をするということで整備をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、よくわかりました。

確かに、私は消防団は大分前にやめたんですけども、今答弁があったように、火元に積載車の声というのが届かない思いをしたことがあったので、非常にトランシーバーは必要だと思っておりますので、よかったかなと思っております。

そこで、予備が14台とありますけれども、ここまで整備すると予備も要らないのかなという思いがあったりしますけれども、その活用方法があれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

この予備は、通常使用することはないですけれども、各車庫のトランシーバーが故障したりとか、そういったときに配置するとか、あとこれは消防団以外でも何かイベントとか、そういったときにも活用できるんじゃないかと思っております。そういったことで、予備の14台は活用させていただきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

二、三点、ちょっと質問いたしたいと思います。

まず、企画財政課のほうに議案説明書の33ページの事項ナンバー3の地域振興事業でコミュニティ助成事業とさが未来スイッチ交付金、この2事業が、当初予算を計上されて、今回、県からの内示確定に伴って増額補正をされておりますけれども、その中で、各地域で地域を何とか活性化させようということで、こういった交付金事業なり県の補助金を利用して取り組んでいただいておりますけれども、今回もコミュニティ助成事業金の企画財政課の分で、浜町振興会備品整備として、それから、本城地区コミュニティセンター、これは公民館の修繕だと思えます。それから、納富分区自主防災会の防災備品の整備といった形で、この財源としてコミュニティ助成事業交付金の6,900千円がありますけれども、浜町振興会の一普通、区、自治会あたりで今まで取り組まれていたと思うんですけども、振興会で取り組んでいただいている備品整備とはどういったものなのか。

金額的に6,900千円からすると、今までの資料を見ますと、浜町振興会は2,500千円、それから、本城地区のコミュニティセンターが3,700千円、納富分区の自主防災会議か700千円と3団体で大きな金額になっておりますけれども、それぞれの備品の中身、それと補助率

的にこういった中身で、非常にすばらしい制度だと思いますけれども、ほかの団体あたりで取り組めないのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

コミュニティ助成事業につきましては、これは補助が全てあるものでございまして、宝くじの助成事業ですね、自治宝くじの社会貢献広報事業として一般財団法人自治総合センター、ここから全て申請をして、採択を受ければこれが該当するというので、全額を自治総合センターからいただけるというものでございます。

今回は3団体に対して助成がいただけることになったわけですが、その助成についての内容ですが、助成事業に区分があります。各事業、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター事業、それから地域防災組織育成助成事業などがありまして、一般コミュニティ助成事業はコミュニティ組織に対して助成があるもので、金額は1,000千円から2,500千円までの間で助成があります。それから、コミュニティセンターについては、対象となる事業費の5分の3以内に相当する額で15,000千円までの助成がございまして、それから、地域防災組織育成助成事業に対しては300千円から2,000千円までの助成があるものでございます。

その中で、今回採択を受けました3つの事業ですが、まず、浜町振興会が一般コミュニティ助成事業に申請をいただき、これはコミュニティ活動備品ということで、テント、それから、おもりをするところのおもりの部分ということで、2,500千円の助成がついております。

それから、本城区のコミュニティセンターについては、これは改築になりますけれども、大広間とか天井の張りかえでありますとか、外壁とか屋根の瓦がえ、外部の塗装工事、そういったもので、事業規模としては7,300千円ぐらいのものに対して、先ほど言いました3,700千円補助がついているというものでございます。

それから、最後の納富分の自主防災会につきましては、防災備品として投光機と、これも同じようにテント、バルーン投光機というもので、避難場所とかを照らす明かりとテントで700千円の申請をいただいて、それが採択になっているものでございます。

概要については以上です。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

自治会あるいは振興会で先駆的な取り組みの中で、高額な備品整備に対していろんな補助制度があって、すばらしい補助率で取り組んでいただいておりますので、ほかのこれから取り

組むというところにも、そういった事業の説明等で御紹介していただきたいと思うんですけども、次にさが未来スイッチ交付金、これは13事業ということで、先ほどのコミュニティ助成交付金を差し引けば4,366千円ですけれども、これは当初予算で計上されておりまして、当初予算で7,770千円ほど、合わせて今回補正の4,366千円で12,136千円の補助額で、補助率としては、いわゆる区分Aの事業については9割補助ですか、それから、区分Bについては7割補助といった形で、非常に補助率としてすばらしい事業なんですけれども、今回、県からの認定があったやつが13事業ということで上がっておりますが、各自治会から、あるいは振興団体等から上がってきた補助申請額というのは、件数的にどれだけあって今回13事業が認定になったのか、そこら辺がわかればお願いします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今回補正をいただくのは、さが未来スイッチ交付金についてはことしで2年度目になります。これは佐賀県の単独事業でありまして、先ほど議員おっしゃいましたように、区分Aについては9割、それから、区分Bについては7割を市と県とで半分ずつ負担するというものがございますが、もともと佐賀県が当初予算で前年度1億円つけられておりましたけれども、60,000千円、6割程度の予算を確保されまして、今年度計上されておりましたので、そういった流れから、鹿島市でも前回の採択の大体6割程度ということで当初予算に掲げていたところです。

その中で、今回申請をいただいた13事業につきましては、金額として約12,000千円程度の補助の申請がっております。これもコミュニティ助成でありますので、区分Aのところは各地区の公民館の整備とか、そういったものに充てるもので申請をいただいております。

先ほどの宝くじだと2,500千円まで補助が出ますので、当然さが未来スイッチ交付金とコミュニティ助成事業については各地区の区長さん宛てに文書を全て出しまして、有利なのはコミュニティ助成事業でありますし、それはただ採択の状況が非常に厳しいということで、時間を待っていただくような状況にもありますので、それとさが未来スイッチ交付金、それから、ふるさと創生の奨励金などがありますので、そういったものを勘案いただいて、自分たちが一番やりやすい方法で申請をいただいているというような状況でございます。

今回は12,000千円程度の申請額がっております。それについては、ほとんどが一部不採択の、例えば、バス代でありますとか、ゲスト出演の部分が採択にならなかったなどがありますけれども、全ての事業で採択はいただいている状況でございます。

○議長（松尾勝利君）

15番角田一美議員。

○15番（角田一美君）

各地区から申請されたやつは、件数的には全部採択されたということで安心をしておりますが、今回のさが未来スイッチ交付金の中身を見てみますと、ほとんど各集落の公民館の畳がえとか、玄関の入り口のバリアフリー化とか、外壁修理、修繕、あるいはエアコンの修理、コミュニティセンターの備品とか、あるいはコミュニティセンターのいろんな機材がふえて、それを保管する備品倉庫、そういったものについて活用されていると。

最近、人口減少、あるいは高齢化の中で、各集落のコミュニティ機能を活発化させようと。そうするためには公民館の維持修繕等が非常に必要になってくるんですけども、各区長さんたちはそこら辺の維持管理に大変困っていて、その財源を苦慮されているんですけど、今回出てきているところを見てみますと、2カ年続いてきますと、ある地区、地域に偏っているような気がしますので、まだ区長さんでもそういった制度が十分理解されていないんじゃないかなと。本当はもっと中山間地とか、そういった本当にコミュニティを活性化していただく必要があるようなところがまだまだ上がってきてほしいような気もしますが、ぜひそういった活用について、こういった先進事例等を紹介しながら、我々もお勧めしていきたいと思うんですけども、さが未来スイッチ交付金事業としてはことしで2年目ですが、あと1年あるというふうに理解してよろしいでしょうか。——はい。

そういった形で、まだ取り組んでいないところについては、特に高齢者の居場所づくりとか、あるいは民生委員さんが非常に困って、現在取り組んでおられるサロンの開設費、最近、各地域でサロンの開設とか、そういったやつが芽生えてきています。それを後押しするような形で、こういった地域の公民館、コミュニティ施設の備品、そういった施設の改善に力をもっともっとかしていただきたいというふうに思います。

それで、最後に1点ですけど、今の地域振興事業で予算額が11,266千円ということで、財源で県が2,180千円、その他でいわゆるコミュニティ助成交付金が6,900千円、それから、一般財源が2,186千円となっていますけれども、前の歳入ページで予算説明書の31ページのナンバー4、さが未来スイッチ交付金、補正前4,500千円、補正後6,612千円ということで、補正後は2,112千円、総務管理費補助金として増額補正してありますけれども、2,112千円とコミュニティ施設の先ほどの2,180千円と、ちょっと差額があるんですけど、この差額は何ですか。ほかの事業はどういった事業があるのか、ちょっとそこら辺をお尋ねします。

○議長（松尾勝利君）

土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

さが未来スイッチ交付金、鹿島市全体では15事業の採択があつてございます。歳入は企画財政課のほうでまとめて歳入を受けますので、総額2,186千円の補正でありまして、あとこ

ここに先ほど上がっている事業の13事業は企画財政課の分で、そのほかにあと2事業ですね、ほかの課のところにございますので、その分の差ということで御理解いただきたいと思いません。

歳入は15事業全体分を歳入で上げておりますが、歳出の分で13事業分をその企画財政の事業に充てておまして、あと2事業をほかの事業で割り振っているという状況になります。総額では変わらない金額になっております。

○議長（松尾勝利君）

川原企画財政課参事。

○企画財政課参事（川原逸生君）

先ほどの角田議員の御質問に対して、若干補足をさせていただきます。

このさが未来スイッチ交付金、全部で15事業ございまして、おっしゃるように2,180千円の歳入でございます。

そのうち、2事業、しいたけ学校活動事業とエコツーリズム啓発事業というものがございます。これについては、しいたけ学校活動事業について268千円の減と、エコツーリズム啓発事業について200千円の充当ということで、差が2,112千円の額となっております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

あと企画財政課以外の分の2事業があるということなんですけど、企画財政課の振興事業と、それから、主な事業の受け入れ補助金と同じ企画財政課で、未来交付金の中で補正額が2,112千円、もう一つのところで——ちょっとおかしいような、ピックアップしたと言いなながらも、ちょっとわかりづらかったので質問しました。

それからもう一点、最後に議案書の11ページ、県費補助金として、農林水産業費県補助金の緑の景観づくり事業補助金として1,023千円ほどあります。議案書の11ページの一番下のほうに1,023千円ほど。これは恐らく29年度新規事業に採択されたと思うんですけども、歳入に県費補助金とありますが、歳出のほうにちょっと新規事業と言いながら見出せなかったものですから、当初予算で計上されたどういった事業に該当するのか、そこら辺、わかれば説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

下村農林水産課長。

○農林水産課長（下村浩信君）

それでは、農林水産課のほうで財源の充当を行っておりますので、事業内容につきまして申し上げたいと思います。

生涯学習課のほうの事業で、鹿島小学校ほか8カ所、西部中学校ほか1カ所で緑地の整備を行うようになっております。金額は、事業費が鹿島小学校ほか736千円、予算額として245千円、それから、西部中学校ほかで事業費として275千円、予算額として91千円、そして、旭ヶ岡城内公園のほうの整備で事業費として2,061千円、予算額として687千円、合わせてこの予算額の合計が1,023千円の充当というふうな内訳でございます。

○議長（松尾勝利君）

15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

何か事業新規というような捉え方をしたんですけれども、既定予算で、そういった小学校、中学校費の中で緑地に関する予算を上げて、そこに充当したということによろしいでしょうか。歳出予算が組んでいないものですからね。——はい、わかりました。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

先ほどから質問があっている肥前浜宿の移住体験の件で、説明を聞いていて、ちょっと整備が不十分かなと。これはいいことなんです。地元にも説明会がありましたし、これはいいんですけど、さっきの家賃の問題。これはトライアル移住ということを見ると、もう少し簡単に1日千円とかそんな感じで、2週間だったら2週間、そういうふうなのがわかりやすいんじゃないかなという気がします。工事が秋口から来年の3月までということで、まだそのあたり、ちゃんとつくっていきけるんじゃないかなという気がするんですね。

それと、今、浜に移住をしてこられた方は、1回では住んでないんですよ。何回となく来られているんですよ。そして決めているんですよ。ここで商売ができるか、住むことが可能なかというか、生活ができるのか、その浜で。そういうふうなこと全てを考えて、何回かおいでをいただき、そして今、ここ浜に住んでいただき、いろんな商売をしていただいたり、地元のいろんな祭り事といいますか、そういうふうなものにも参加をしていただいているわけですよ。

ほかのところを調べてみて、2週間から1カ月以内というのが一番いいんじゃないかという御指摘でけど、本当にそうなのかなという気もします。そのあたり、まだ時間があるわけですけど、担当課としてももう少し練られたほうがいいかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

大きく2点だったと思います。

まず1点目の家賃の件ですけれども、先ほど大体四、五万円ぐらいということで答弁申し上げたところですが、ここは今、要綱の準備を、まだ議会のほうで御承認いただいてからの件ですけれども、事務方としては実際運営していく中で、この中身について、例えば、要綱の中でいけば目的とか、利用の資格期間、料金、移住者の方の、先ほどございましたけれども、浜とか鹿島に来られてどういう感じだったかとか、次にまたリピーターとして来ていただいて、最終的には移住、定住していただきたいという思いも今回の事業にはございますので、金額が若干高いというふうな御指摘だと思いますけれども、ここは今、トータルで四、五万円ということで、1日当たりで幾らかということでの金額の設定というのは、また——伊東議員もNPOの役員さんとしていつも来ていただいて、十分こういう話は地元の方にもお伝えした中でどういう形がいいのかという議論を常にお願ひして、形づくりを、地元と行政が一緒になって地域づくりをやっていきたいですので、具体的な数字というのは、またいろいろ御助言をいただいて、決定をさせていただければと思っております。

そして、2つ目の移住体験される期間についても、同じく現在検討をしているところですが、やはりこの事業については、短過ぎては、例えば1日とか2日とか、そういうのだったら、先ほど御答弁いたしました、観光目的で単に遊びに来られて、もう二度と鹿島に来ないとか、ホテルとか単なる宿泊施設ではなくて、あくまでも今回は移住を目的とした施設でございますので、もう少し長い期間で、まずスタートは13泊14日以上、つまり14以上の数字としては上げていきたいと。

そして、基本30泊31日以内ぐらい、1カ月以内ですね——というので定めたのは、長過ぎても逆に惰性的にだらだらその期間を過ごしてもらっても、うちとしては目的から若干どうかという部分もございますので、ここはあくまでも市外、あるいは全国の中で実際行われているところに聞き取り調査を既に二、三年前から行う中で、2週間から1カ月という数字の中で設定されているようです。

ただ、もう一回来たいということで、リピーターとして何回も来ていただくというのは可能だと思いますので、そこはまた調整をしていければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

ありがとうございました。

今、課長から御答弁をいただいたのを聞いていて、先ほども言ったように、もう少しいい方向で多くの方が来やすい、一回体験をしてみようかと思われるような体制をつくっておくべきかなと思っております。

内装を初め、トイレとか水回りのところはきれいにされるんですけど、もし2週間以内の方が布団も持ってくる、鍋も持ってくる、全て持ってくるのか。そこのあたりも少し考えておいたほうがいいと思います。

庄金地区になるわけですけど、その自治会といいますか、地元とのかかわり方、これが一番大事かなと思います。もちろんNPOの水とまちなみの会もお手伝いをするだろうと思っておりますけど、そこのあたり、もし浜になるのか、もしそこでトライアル移住をして鹿島というところに住もうとされた場合に、地域の文化とか、そういうふうなのをわかっていただかないとやはり無理が出てくるのかもわからない、そういうふうな気がしております。

そこのあたりが一番大切だと思いますけど、先ほど一番最初に地元とNPOのほうで世話人といいますか、そういうふうなところをしていただきたいという御答弁があったと思いますが、再度、そこのあたりの交わり方、地域との交わり方、どういうふうにご検討いただいているのか、御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたしたいと思います。

議員御指摘されるように、外部から鹿島に来ていただく方には、まず地元とのかかわり方、これが大変重要な位置づけになってくると思います。こういう中で、鹿島の中では歴史文化というのを近年は前面に出して、特に肥前浜宿あたりでは取り組みが地元の方々の御努力で非常に広がってきております。

今回の件についても、肥前浜宿の歴史的なまち並み、あるいは伝統的な建物の活用というのを生かして、鹿島に来られて、高い関心を持っていただくということを市としては希望しておりますし、また、地元の方へお願いということで本当に恐縮なんですけれども、地元によさとか歴史文化で、今後の鹿島市の中で地域おこし、地域づくりの重要性とか、市内の中でも少し前に行っていただきますので、そういうところを外部から来られる方との結節点として受け皿になっていただいて、当然、行政としてもその中に入って、議員は浜のほうにお住まいでありますので、空き家の状況とか十分御存じだと思いますけれども、できれば、まず最初は浜の中に住んでいただいて、そして、できれば今後、市内全域に広がる形での位置づけで市の目標としては考えていきたいと思っております。

地元の方の御協力なしには、これは到底全うできませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

多分、議員が御質問のところと答弁がちょっとかみ合っていないのかもしれませんが、恐らくお見えになる方は、ただぶらっと鹿島に行ってみようという方はそんなにおられないと思います。ある意味では一生の問題ですから。

仕事を探しに来ておられる方もおられるかもしれませんが、それから、具体的に何か、例えば、焼き物の窯を開いてみたいとか、絵を描いてみたいとか、目的は具体的にあるかもしれない。それから、単身でお見えになるかもしれないし、家族でお見えになるかもしれない。だから、浜という地域に興味を持ってもらうというのはずっと言っておりますが、そこは当然なんです、その目的をよく我々はつかまえて、それにふさわしい対応をしてあげないといけないと思うんですよね。

だから、住まいは浜であっても、トライアルですから、もちろんそこじゃなくてもほかのところでいいんですよ。だから、例えば、社会生活という意味では、実際入られたところの皆さんが一生懸命面倒を見てもらうということになるかもしれませんが、職業生活という面では、それは地域の人をお願いするというのは相当無理があると思います。

したがって、ある特定の狙いが仮にあったとすれば、ほかの部門とか、地域の産業界等、そういうところともよく連携をとりながら、具体的な職業探し、あるいは店舗探し、そういう基盤のための条件をつくってあげると。場合によっては商工会議所とかの連携も要るんじゃないかと、そういうふうに思っております。

したがって、余り思い込まないで、本人の希望というのと鹿島をどうやってマッチングさせるかということをしっかり考える、我々はそういう体制をとらないといけないんじゃないかと思います。

ただ一点、言っておりましたように、1日幾らでやりますと、ほかのところの事例を見てもみますと、ホテルがわりに使っておられる方がおられるんですよ。トライアルのところを3日ずつ、ずっと転々とするとかということがゼロではございませんので、それではせっかく、例えば、1戸あるのが塞がってしまいますから、ある程度の期間はいてほしいと。それはおおむね事例を見ますと、大体2週間ぐらいいただかないと本人の希望もわかりませんし、こちらの状況もお伝えできないと。そういうことで、最低2週間ぐらいいかなということをやっているということだと思います。

それから、これはどうなるかわかりませんが、リピーターになっていただきたいんですよね。リピーターというのは、何度も来ていただいて、最後はずっと。その間に我々はどういう対応をするか。これは経済的な面もありますが、いかにその人の将来、生活、職業を支えてあげられるかということだと思いますので、そっちのほうの体制をしっかり今からつくっていくということが必要だと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

市長から十分な補足をしていただきましたが、私が聞きたいのは、今お答えいただいたようなことです。

鹿島に興味を持って、一回、しばらく住んでみようということでトライアルの居住をされた方に、最初からハードルを余り高くしないほうがいいと思うんです。でも、今、現に浜に住んでいらっしゃる方の中には、やはり入ってきて、こういうふうな文化の違いがあったのかとか、本人さんたちが後からいろんなことで考えるところが出てくる。ですから、先にそのあたりは少し決めておいて、そして、多分この後、入居される方には定款といいますか、規約等ができてくるはずですから、そのあたりも入れていただきたいなと思っております。

あと最後に、ここに施設紹介のパンフレット作成と書いてあるんです。パンフレットをつくることはいいんですけど、県外の方が対象なんですよね。どういうふうなところにこれを置くのかなど。それよりも、鹿島市のホームページのところにトライアル移住という項目か何かつくっていただいて、そのほうがアクセスしやすいんじゃないかなと思うんですけど、パンフレットは相当な枚数をつくるんですか。それを最後にちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

このパンフレットの作成というのは、建物自体が歴史的建物ですので、浜の中のカヤぶき民家の歴史とか、あるいは今回整備した施設の内容とか、そういうのを体験移住の施設として外部に周知するためのものとして今回つくりたいと思います。

まず基本は、肥前浜宿内の各施設にいろいろなお客さんとか来ていただいておりますので、その方たちに通常のパンフレットと同様にお配りをしながら、議員からアドバイスいただきましたように、ホームページ等で外部への発信は、当然空き家対策、あるいはまちづくりの拠点として周知するために、それは実施していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 平成29年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第9 議案第32号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

それでは、議案第32号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書と補正予算書に基づき説明しますので、お手元に御準備をお願いします。

議案書は24ページとなっております。

今回の補正は、主に委託料の増額と汚水幹線管渠築造工事の減額となっております。

それでは、議案第32号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書で説明いたしますので、お手元に御準備ください。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、補正の総額に歳入歳出それぞれ3,961千円を増額し、補正後の総額を1,173,142千円といたすものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページは、今回の歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

6 ページをごらんください。歳入でございます。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、今回の補正に伴い、3,961千円を増額いたしております。明細については、右の説明欄のとおりでございます。

7 ページをお開きください。ここからは歳出でございます。

1 款 2 項 1 目、建設事業費でございますが、3,961千円で、主な理由としまして、13節、委託料8,300千円を増額です。これは、平成28年度国土交通省において地域活力に貢献する未来型下水道についての検討を行われ、1次産業、2次産業、3次産業だけでなく、観光や教育を織りまぜた幅広い分野を下水道と絡めて下水道事業を推進していくことが可能な候補地として、鹿島市がモデル都市として選定されました。

これに伴い、選定された自治体において下水道地域活力向上計画を策定し、自治体が自主的に推進することとなっているため、今回、策定費用を計上するものでございます。

15節、工事請負費4,450千円の減額につきましては、先ほどの下水道地域活力向上計画の策定は社会資本整備総合交付金の対象となり、交付金の総額を変更せずに工事費で調整するものでございます。

以上、平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑はありますか。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

質問いたします。

新規事業だったので質問したいと思います。

先ほど説明がありました下水道地域活力向上計画策定業務委託料ということでもありますけれども、29年度にモデル事業で鹿島市が選ばれて、そして、計画を委託するというので説明がありましたけれども、ちなみに鹿島市以外でどこか選ばれたモデル地区があれば教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

国土交通省のほうに確認したところ、全国では2つ、東北地方の政令指定都市であります仙台市と鹿島市が選ばれているそうです。向こうのほうは、浄化センターに入ってくるノロウイルスの量を調べて、多くなったら警報を発するようなことを紹介事例ということで伺っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

全国で2カ所ということであります。選ばれたというのはすばらしいことだと思いますけれども、この計画を委託するに当たって、先ほど1次、2次、3次産業の中での鹿島市独自の下水道の活用ということでは言われましたけれども、市としてこれを委託するに当たって、どういう目的を考えられて、どういうものができればいいなと思っておられるのか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

未来型下水道とは、下水道本来の目的、雨水とか汚水とかございますけれども、これだけじゃなくて、下水道が地域の産業育成に貢献するシステムを築造するためにということで、今回、計画を策定するものでございます。

わかりやすく具体的な例で申し上げますと、下水の汚泥や生ごみ、あと食べ物の残渣、こういうものを有効的に活用しまして、農業への利用をして、そこで生産された農産物を販売するなど、産業間の連携をとって地域貢献できないかを検討する計画を策定するものでございますので、こういう形で鹿島のまちもなっていけばいいかなということで思っております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

循環型といいますか、そういった汚泥を活用しながらということになって、行く行くは販売とかまでつながるのかなという思いはありますけれども、これはどこに委託されるのかというのがありますけれども、その点も含めて、県内とかにそういう委託業者があるのかなのか。本当にこの方が鹿島市を御存じなのか。そうなった場合に鹿島市に詳しい方が入られるのか、その点も含めて質問したいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

この計画書策定は業務委託ということで考えておまして、業務委託業者は今後、指名審査委員会のほうにかけて選定をして、契約方法や指名業者を決めていきたいということで考えております。

地域のコンサルタントさんとか、実績とか、そこら辺を見ながら勘案していきたいと思っ

ております。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

こういう計画を立てられるところは、済みません、私、勉強不足でぴんときないんですけども、そういう指名審査委員会にかけられるぐらいの業者さんといいますか、いらっしゃるんですね。例えばの話はもちろんできないと思いますが、どういった方がこういう計画を立てられるのかなという思いがありますけれども、言える範囲でわかっていればお願いしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

この計画のもとになりますのが地域活力に貢献する未来型下水道の検討業務ということで、国土交通省が直接コンサルタントさんに委託をされていますので、そこら辺の内容をちょっと拝見しながら、今後決めていきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

コンサルタントということでもありますけれども、そうなってくると、なおさら助言的に職員さんが入るとか、そういったことをしていかないと多分いいものできないのかなと。ただ来ていただいて、鹿島を見ていただくだけじゃ、なかなかできないのかなという思いがありますので、その点はぜひしっかり一緒になってしていただきたいと思います。

最後にしますけれども、8,300千円の内訳です。これは新規なので、どういった感じで積算されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

この内容ですけれども、地域活力向上計画の中には4つの検討項目がありまして、1つ目が地域振興メニューの抽出整備、地域振興メニューの実施に際しての利害関係の検討、利害関係の解消に向けた対策の検討、地域振興メニューの実施のスキーム検討といった項目がございます。これを国の委託業務でつくられたコンサルタントさんに見積もり依頼をいたしまして、もらった金額が8,300千円ということになっております。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第32号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第33号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第10、議案第33号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議についてであります。

当局の説明を求めます。土井企画財政課長。

○企画財政課長（土井正昭君）

それでは、議案第33号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について御説明いたします。

議案書は25ページ、議案説明資料は39ページからとなります。

佐賀県市町総合事務組合同規約を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合同規約を議案書26ページの別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合の佐賀県市町総合事務組合への加入及び事務の共同処理への参加に伴い、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要がありますので、この案を提出するものです。

議案説明資料の39ページをお開きください。

佐賀県市町総合事務組合について説明をいたします。

佐賀県市町総合事務組合は、現在は佐賀県内44団体、10市、10町、22一部事務組合、2広域連合をもって組織しております。

共同処理をしている事務については、退職手当支給事務以下10業務となっております。

今回加入される神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合は、神崎市及び吉野ヶ里町の2つの地方公共団体で組織されており、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合設立に関する議案について、神崎市及び吉野ヶ里町それぞれの議会での可決を経て、平成28年12月に神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を設立されています。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減し、または規約を変更するためには、関係地方公共団体の協議を要し、その協議については、議会の議決を経る必要がありますので、平成28年12月13日に発足した神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合が佐賀県市町総合事務組合に加入し、同組合同規約第3条第7号に関する事務（議会の議員その他非常勤職員公務災害補償等事務）に参加することに伴い、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加すること及び同組合同規約変更の協議を行うことについて、今回、議会の議決を求めるものでございます。

40ページのほうですが、以下、参考資料として地方自治法の抜粋を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

それと、37ページと38ページは佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表でございます。

内容につきましては、同組合同規約の第2条及び第3条に係る別表第1、第2について、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を追加する内容となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第33号は提案のとおり可決されました。

日程第11 請願上程

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 請願上程であります。

お手元に配付の請願文書表のとおり、今期定例会において受理した請願1件であります。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願は、会議規則第128条第1項の規定により、文教厚生産業委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明15日は休会とし、16日は文教厚生産業委員会を開催、17、18日は休会とし、次の会議は6月19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時28分 散会